

相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第43号

相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例

相模原市営自転車駐車場条例(昭和55年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2相模原駅南口第2路上等自転車駐車場の項の次に次のように加える。

矢部駅南口路上等自転車 駐車場	相模原市中央区矢部新田129番3地先
--------------------	--------------------

別表第3中

橋本駅北口路上等自転車駐
車場
橋本駅南口第2路上等自転
車駐車場
相模原駅南口第1路上等自
転車駐車場
相模原駅南口第2路上等自
転車駐車場
淵野辺駅南口第1路上等自
転車駐車場
淵野辺駅南口第2路上等自
転車駐車場
古淵駅路上等自転車駐車場
相模大野駅北口第1路上等
自転車駐車場

を

橋本駅北口路上等自転車駐
車場
橋本駅南口第2路上等自転
車駐車場
相模原駅南口第1路上等自
転車駐車場
相模原駅南口第2路上等自
転車駐車場
矢部駅南口路上等自転車駐
車場
淵野辺駅南口第1路上等自
転車駐車場
淵野辺駅南口第2路上等自
転車駐車場
古淵駅路上等自転車駐車場
相模大野駅北口第1路上等

相模大野駅北口第2路上等
自転車駐車場
相模大野駅北口第3路上等
自転車駐車場
相模大野駅西側第2路上等
自転車駐車場

自転車駐車場
相模大野駅北口第2路上等
自転車駐車場
相模大野駅北口第3路上等
自転車駐車場
相模大野駅西側第2路上等
自転車駐車場

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。